

(案)

(造請－４２)

## 造 林 事 業 請 負 契 約 書

- １ 事 業 名 造林・松くい虫防除事業（室山国有林35ろ林小班外6 衛生伐外１）
- ２ 事 業 場 所 香川県高松市室新町 室山国有林35林班ろ小班外6
- ３ 事 業 量 別紙事業内訳書のとおり
- ４ 事 業 期 間 自 契約締結日の翌日から  
至 令和8年3月13日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- ５ 請 負 金 額 金 円也  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也）
- ６ 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

| 適用削除区分 | 選択事項                      |       | 選択事項      |
|--------|---------------------------|-------|-----------|
| ×      | 契約保証金の納付                  |       | 第4条第1項第1号 |
| ×      | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |       | 第4条第1項第2号 |
| ×      | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       |       | 第4条第1項第3号 |
| ×      | 公共工事履行保証証券による保証           |       | 第4条第1項第4号 |
| ×      | 履行保証保険契約の締結               |       | 第4条第1項第5号 |
| ×      | 支給材料及び貸与品                 |       | 第15条      |
| ×      | 前金払                       | 分の 以内 | 第35条第1項   |
| ×      | 中間前金払                     |       | 第35条第4項   |
| ×      | 部分払                       | 回以内   | 第38条      |
| ×      | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |       | 第40条      |

7 支給材料及び貸与物件

| 品 名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 | 備 考 |
|-----|------|----|--------|--------|-----|
|     |      |    |        |        |     |
|     |      |    |        |        |     |
|     |      |    |        |        |     |
|     |      |    |        |        |     |

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年11月11日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 香川県高松市上之町2丁目8番26号

氏名 分任支出負担行為担当官

四国森林管理局

香川森林管理事務所長 名本 亮介 印

請負者 住所

氏名

印

(造請－４３)  
別紙

## 事業内訳書

| 記入<br>番号 | 作業種  | 国有林名 | 林小班  | 面 積<br>(ha) | 材 積<br>(m <sup>3</sup> ) | 樹種 | 本数         | 事業期間等                         | 備考                  |
|----------|------|------|------|-------------|--------------------------|----|------------|-------------------------------|---------------------|
| 1        | 衛生伐  | 室山   | 35ろ  | 2.67        | 7.54<br>(5.85)           | マツ | 24<br>(18) | 自 契約締結日の翌日から<br>至 令和８年３月13日まで | 括弧内の数値は<br>薬剤くん蒸処理分 |
| 2        | 衛生伐  | 室山   | 35は  | 1.86        | 0.86<br>(0.86)           | マツ | 2<br>(2)   | 自 契約締結日の翌日から<br>至 令和８年３月13日まで | 括弧内の数値は<br>薬剤くん蒸処理分 |
| 3        | 衛生伐  | 室山   | 35に  | 1.84        | 0.43<br>(0.43)           | マツ | 2<br>(2)   | 自 契約締結日の翌日から<br>至 令和８年３月13日まで | 括弧内の数値は<br>薬剤くん蒸処理分 |
| 4        | 衛生伐  | 東石清尾 | 36い  | 4.91        | 2.95<br>(1.46)           | マツ | 13<br>(9)  | 自 契約締結日の翌日から<br>至 令和８年３月13日まで | 括弧内の数値は<br>薬剤くん蒸処理分 |
| 5        | 衛生伐  | 東石清尾 | 36い1 | 4.43        | 6.70<br>(5.26)           | マツ | 16<br>(11) | 自 契約締結日の翌日から<br>至 令和８年３月13日まで | 括弧内の数値は<br>薬剤くん蒸処理分 |
| 6        | 衛生伐  | 中石清尾 | 36ろ  | 4.65        | 1.06<br>(1.06)           | マツ | 2<br>(2)   | 自 契約締結日の翌日から<br>至 令和８年３月13日まで | 括弧内の数値は<br>薬剤くん蒸処理分 |
| 7        | 衛生伐  | 中石清尾 | 36ろ1 | 6.35        | 5.91<br>(4.43)           | マツ | 11<br>(10) | 自 契約締結日の翌日から<br>至 令和８年３月13日まで | 括弧内の数値は<br>薬剤くん蒸処理分 |
|          | 計    |      |      | 26.71       | 25.45<br>(19.35)         |    | 70<br>(54) |                               |                     |
| 1        | 樹幹注入 | 室山   | 35ろ  | 2.67        |                          | マツ | 288        | 自 契約締結日の翌日から<br>至 令和８年３月13日まで | 薬剤注入本数<br>1,116本    |
|          | 計    |      |      | 2.67        |                          |    | 288        |                               |                     |

1. 本数伐採率は実地調査（収穫調査）の本数伐採率とする。
2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐２類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（％）、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

# 造 林 ・ 松 く い 虫 防 除 事 業

## 材 料 仕 様 書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格

以下の条件を全て満たす製品とする。

(1) 使用薬剤

- ① 農林水産省登録薬剤であること。
- ② 伐倒木くん蒸用薬剤であること。
- ③ 製剤毒性 普通物であること。
- ④ 薬剤の使用量と使用本数は、取扱説明書を参考とすること。

(2) ポリシート

- ① くん蒸用ポリシートであること。
- ② 薬剤くん蒸材積  $0.35\text{m}^3$  を、1 シートで巾着状に梱包できるものであること（空隙を含めた被覆内容積は、 $0.5\text{m}^3$ ）。

3. 請負者は、2を購入したときは、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4. 事業実施前には、必ず所定機関へ農薬使用計画書の届出をおこなうこと。

5. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

# 造林・松くい虫防除事業 衛生伐

## 作 業 仕 様 書

### 1. 総 則

- (1) 造林・松くい虫防除事業 衛生伐の実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか実施の細部については、監督職員の指示に従うこと。
- (2) 本作業仕様書及び図面に疑義があるときは、監督職員の指示によること。

### 2. 対象木の確認

- (1) 伐倒区域及び伐倒木は、請負者において事前に確認しておくこと。  
なお、対象木には胸高部へのナンバーテープによる表示と、伐倒のみの対象木には黄テープ表示を、伐倒くん蒸処理が必要な対象木についてはピンクテープ表示としている。
- (2) 伐倒区域及び伐倒木の表示に不明な点のある場合は、あらかじめ監督職員に申し出て、その指示を受けること。
- (3) 被害木の胸高直径 40 c m 以上（対象木については二重ピンクテープで表示）については材積の約 40% くん蒸とする。

### 3. 伐倒作業

- (1) 残存木の被害防止のため必要に応じ、監督職員の指示等により、枝落とし等を行った後、方向を定めて伐倒すること。
- (2) かかり木の除去、又は伐倒による傾斜木の倒木起しなど、残存木の保護に万全を期すこと。
- (3) 伐倒木は、必ず地面に着地安定させること。
- (4) 伐倒前に胸高部のナンバーテープを剥がしたうえで伐倒し、伐倒後の根株に剥がしたナンバーテープを貼付けするとともに、別に定める日誌に記録すること。  
また、監督職員の請求に応じて日誌を提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- (5) 史跡である石清尾山古墳群区域内及びその近辺の伐採については、伐倒による振動等により史跡への影響が懸念されることから、特に慎重な伐倒とすること。
- (6) 本事業地および周辺は、高松市街地に位置し、史跡である石清尾山古墳群や瀬戸内海等への眺望に優れた登山道があることからハイキング等の一般者が訪れるために伐倒作業時においては伐倒作業周辺の状況を複数人で確認する等の安全作業に努めること。
- (7) その他作業基準など、定められた安全作業上の諸法令規則などを遵守のうえ作業の安全に努めること。

#### 4. くん蒸処理

- (1) くん蒸対象木は、枝条と一体に処理できるよう適当な長さ、大きさに切りそろえること。  
マツノマダラカミキリ幼虫は、樹幹中・上部から枝に多く生息するので、枝条部まで漏らさず集めて処理すること（ほぼ親指の太さ直径 2cm 程度の枝にも幼虫が潜んでいるので、枝条を回収する際の基準となる）。
- (2) くん蒸にあたっては、梱包シート上に 0.35 m<sup>3</sup>を目安として、切りそろえた被害木を集積し、薬剤処理後に被害材全体を包み込み、裾を完全に密封すること。  
また、薬剤のガス化効率を十分確保するため、できるだけ日光の当たる場所を選ぶほか、被覆する梱包シートが破けないように丸太や枝条の積み方に留意すること。
- (3) くん蒸に使用する薬剤は別添、材料仕様書に明記した薬剤とし、これを 1 m<sup>3</sup>当りの薬剤使用基準を遵守し使用するものとする。（但し、被覆内容積は 0.5 m<sup>3</sup>を基準とする）
- (4) 梱包後は、必ず梱包シートを確認し、破損があった場合は直ちに補修等適切な措置を講じること。
- (5) 梱包シートには、必ず処理日を記載するとともに、第三者が往来する歩道近辺においては注意喚起の表示を併せておこなうこと。
- (6) くん蒸期間は 7 日間以上とし、殺虫効果を確認した後、梱包シートを速やかに取り除き撤去、回収するとともに、集積した処理木が崩落等の被害を発生させることが無いよう留意すること。

#### 5. 安全衛生

- (1) 農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。
- (2) 事業実施前には、必ず所定機関に農薬使用計画書の届出をおこなうこと。
- (3) 薬剤の空容器は、監督職員の検査を受けたのち、その指示に従うこと。
- (4) 薬剤の保管については、第三者が触れられないよう鍵のかかる倉庫等に、厳重に保管すること。
- (5) 薬剤の使用中は、マスク・手袋・長袖上着・保安帽を着用して、露出部を少なくし必要に応じ保護メガネを着用すること。眼に対して強い刺激性の製品もあるので作業時には十分注意すること。
- (6) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、石鹼で露出部をよく洗うとともにうがいをする。また、かぶれやすい体質の人は取り扱いに十分注意すること。
- (7) チェンソーの使用に当たっては、時間規制を遵守すること。

#### 6. その他

- (1) 毒物、劇物に指定された薬剤については、「毒物及び劇物取締法」の規定を遵守すること。
- (2) この仕様書により難しい場合、又は技術的事項に関しては、監督職員の指示によること。
- (3) 作業着手前には、注意標識を設置し、通行車両、通行人に十分配慮して実施するとともに処理木の片付けを適切に行うものとする。

# 造 林 ・ 松 く い 虫 防 除 事 業

## 材 料 仕 様 書

1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2 材料の数量

| 材 料 名              | 数 量   | 単 位 | 備 考 |
|--------------------|-------|-----|-----|
| マツノザイセンチュウ移動・増殖阻止剤 | 1,116 | 本   |     |
|                    |       |     |     |
|                    |       |     |     |

3. 材料の規格

以下の条件を全て満たす製品とする。

- ① 農林水産省登録薬剤であること。
- ② 松枯れ防止樹幹注入剤であること。
- ③ 製剤毒性は、普通物であること。
- ④ 薬効期間は、6年以上であること。

4. 請負者は、2を購入した時は、遅滞なく納品書を監督職員に提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

5. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

# 造林・松くい虫防除事業 樹幹注入

## 作業仕様書

### 1. 総 則

- (1) 造林・松くい虫防除事業 樹幹注入作業の実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか実施の細部については、監督職員の指示に従うこと。
- (2) 本作業仕様書及び図面に疑義があるときは、監督職員の指示によること。

### 2. 対象木の確認

- (1) 施行区域及び対象木は、請負者において事前に確認しておくこと。
- (2) 樹幹注入対象木については、胸高部への白テープ及びナンバーテープ表示を契約時に配布する樹幹注入対象木野帳をもとに確認すること。
- (3) 表示に不明な点等のある場合は、あらかじめ監督職員に申し出て、その指示を受けること。

### 3. 樹幹注入作業

- (1) 自然圧注入にて施工すること。
- (2) 加圧注入を行う場合は、監督職員の指示によること。
- (3) 対象木それぞれの薬剤注入本数は契約時に配布する樹幹注入対象木野帳のとおりとする（薬剤注入総本数は、事業内訳書に記載）。  
ただし、薬剤により使用本数が著しく異なる場合は、監督職員の指示によること。
- (4) 注入方法については、使用薬剤の使用方法及び注意事項を熟読したうえで、使用すること。  
なお、使用方法について、疑義のある場合は、監督職員と協議すること。
- (5) 注入孔は枝直下、表皮の厚い部分、瘤、陥没箇所等を避けて地上 50 c m ～ 1 m 程度に穿孔・注入し、薬液が樹木の形成層に触れないように十分注意すること。
- (6) 1 本の松への複数箇所施行については、千鳥打ちになるように部位を選定すること。まわし打ち、たて打ちは絶対にしないこと。
- (7) 注入後の注入孔は、木栓や癒合剤等により必ず塞ぐこと。
- (8) 施工後は、薬剤名、施工日、注入量を明記した識別票を胸高部に必ず張り付けること（ホチキス二箇所以上）。
- (9) 樹体内の水の流れに乗せて樹幹部まで薬剤を分散させるため、作業実施は、蒸散が盛んにおこなわれる晴れた日の午前中を目安に実施し、蒸散が活発でない雨の日や暴風等が予想される時に樹幹注入を行わないこと。

### 4. 安全衛生

- (1) 農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。
- (2) 薬剤の空容器は、監督職員の検査を受けたのち、その指示に従うこと。
- (3) 薬剤の保管については、第三者が触れられないよう鍵のかかる倉庫等に、厳重に保管すること。
- (4) 作業中は、手袋・長袖上着・保安帽を着用して、露出部を少なくし必要に応じて保護メガネを着用すること。樹幹注入薬剤は、眼に対して強い刺激性の製品もあるので作業時におい

ては十分注意すること。

- (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、石鹼で露出部をよく洗うとともにうがいをすること。また、かぶれやすい体質の人は取り扱いに十分注意すること。

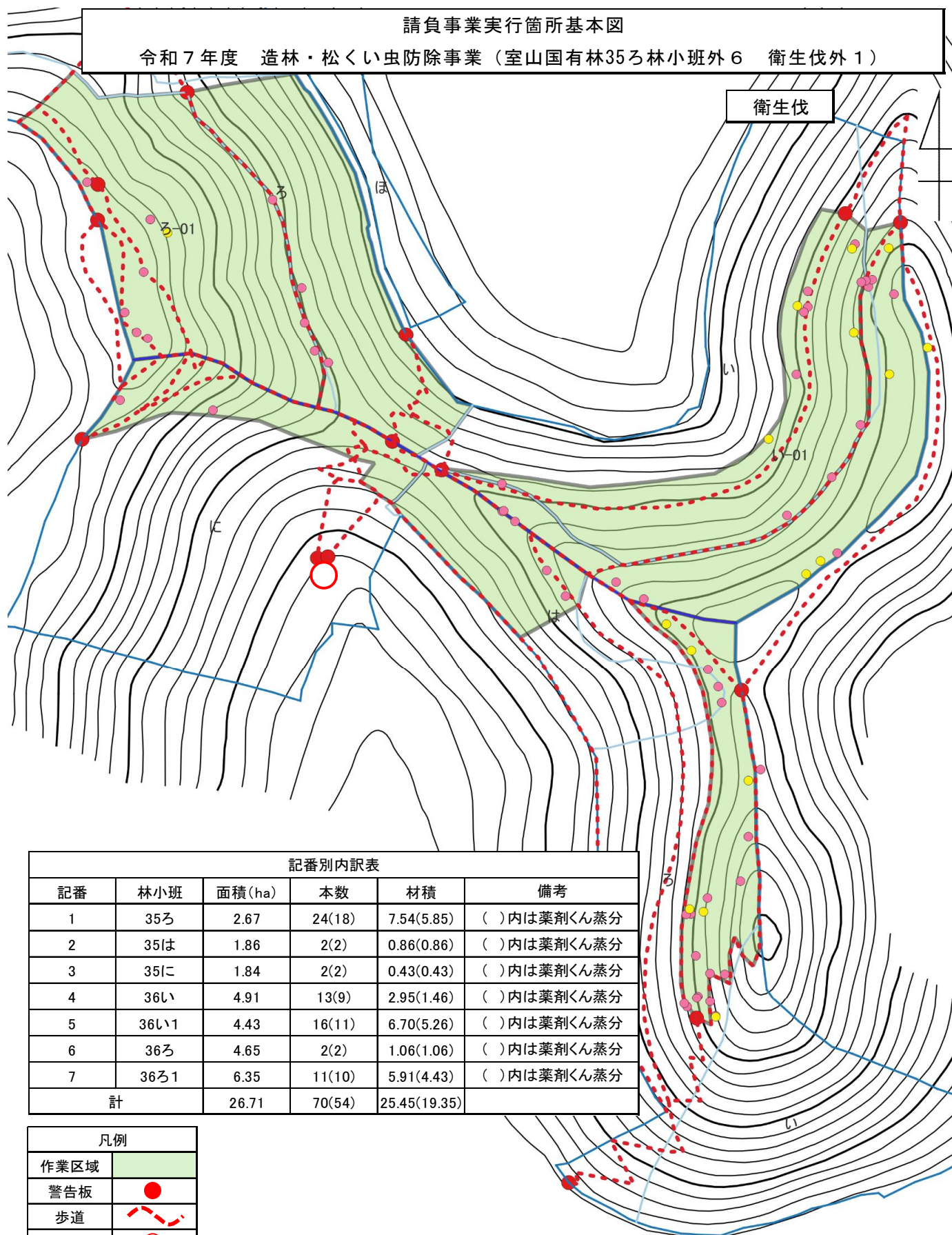
## 5. その他

- (1) 施工中は、注意喚起看板を設置するとともに、第三者の立ち入りに特に留意すること。



請負事業実行箇所基本図

令和7年度 造林・松くい虫防除事業（室山国有林35ろ林小班外6 衛生伐外1）



記番別内訳表

| 記番 | 林小班  | 面積(ha) | 本数     | 材積           | 備考          |
|----|------|--------|--------|--------------|-------------|
| 1  | 35ろ  | 2.67   | 24(18) | 7.54(5.85)   | ( )内は薬剤くん蒸分 |
| 2  | 35は  | 1.86   | 2(2)   | 0.86(0.86)   | ( )内は薬剤くん蒸分 |
| 3  | 35に  | 1.84   | 2(2)   | 0.43(0.43)   | ( )内は薬剤くん蒸分 |
| 4  | 36い  | 4.91   | 13(9)  | 2.95(1.46)   | ( )内は薬剤くん蒸分 |
| 5  | 36い1 | 4.43   | 16(11) | 6.70(5.26)   | ( )内は薬剤くん蒸分 |
| 6  | 36ろ  | 4.65   | 2(2)   | 1.06(1.06)   | ( )内は薬剤くん蒸分 |
| 7  | 36ろ1 | 6.35   | 11(10) | 5.91(4.43)   | ( )内は薬剤くん蒸分 |
| 計  |      | 26.71  | 70(54) | 25.45(19.35) |             |

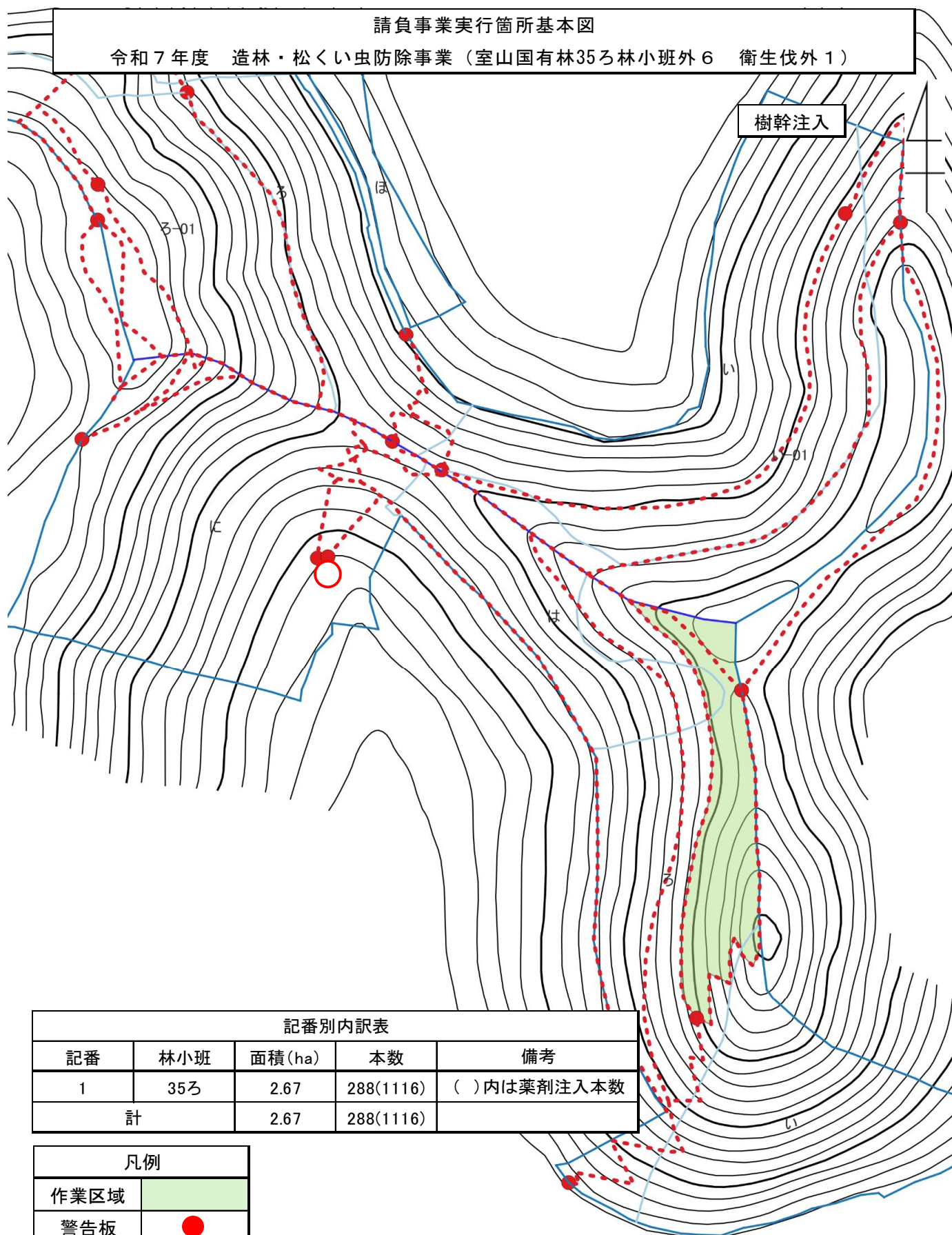
凡例

|       |     |
|-------|-----|
| 作業区域  |     |
| 警告板   | ●   |
| 歩道    | --- |
| 乗下車地点 | ○   |
| くん蒸木  | ●   |
| 伐倒木   | ●   |

※ ● ● の位置については、3m～15m程度の誤差がある場合があります。

請負事業実行箇所基本図

令和7年度 造林・松くい虫防除事業（室山国有林35ろ林小班外6 衛生伐外1）



記番別内訳表

| 記番 | 林小班 | 面積(ha) | 本数        | 備考          |
|----|-----|--------|-----------|-------------|
| 1  | 35ろ | 2.67   | 288(1116) | ( )内は薬剤注入本数 |
| 計  |     | 2.67   | 288(1116) |             |

凡例

|       |  |
|-------|--|
| 作業区域  |  |
| 警告板   |  |
| 歩道    |  |
| 乗下車地点 |  |